

## 第16章 付録

### 1 職業分類の説明

「雇用保険被保険者資格取得届」の「13 職種」欄の区分となります。

区分	職 種	説 明 (具 体 例)
1	管 理 的 職 業	会社・団体等の役員及び管理職員（経営組織の課以上の長）をいいます。（会社部長、課長、支店長、工場長、営業所長）
2	専門的・技術的職業	教育の仕事、医学の知識を必要とする専門的な仕事、芸術作品の創作・演奏・上演の仕事に従事するもの、その他研究者、法務従事者、公認会計士などの専門家及び技術者をいいます。（機械技師、建築家、教員、看護師、デザイナー、俳優、物理学者、記者、カメラマン、無線通信員）
3	事 務 的 職 業	現金の出納、帳簿、文書、記録などの作成・管理事務機械の操作調査などの経営管理の補助的な業務に従事するものをいいます。（経理事務員、現金出納事務員、文書係事務員、人事係事務員、受付事務員、タイピスト、キーパンチャー、現場事務員、電話交換手）
4	販 売 の 職 業	商品・不動産・有価証券などの売買、売買の仲介・代理、勧誘などの業務に従事するものをいいます。（販売店員、販売外交員、サービス外交員、保険外交員）
5	サービスの職業	家事に従事するもの、個人の身のまわり用務、娯楽などの接客サービスに従事するもの、料理、洗濯、職業スポーツなどその他のサービスの業務に従事するものをいいます。（理容師、給仕人、旅館番頭、ドアマン、接客員、料理人、バーテンダー、洗濯工、ガイド）
6	保 安 の 職 業	個人・財産の保護、秩序の維持などに従事するものをいいます。（守衛、監視人、警備員、消防員）
7	農 林 漁 業 の 職 業	農業、林業及び漁業に従事するものをいいます。（果実栽培労働者、園芸労働者、伐木人、漁師、養魚作業者）
8	生 産 工 程 の 職 業	各種作品製造の工程作業に従事するもの、技術補助工など短期間に習得でき、かつほとんど判断を要しない簡単な作業に従事するものも含めます。（機械工、溶接工、修理工、組立工、製鉄工、現図工、塗装工、紡績工、木工、印刷工、成型工、製菓工、科学工）
9	輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	自動車・電車・船舶・飛行機の運転、通信機の操作、電話交換、車掌その他の運輸の作業に従事するものをいいます。（バス運転手、トラック運転手、電車運転手、電車車掌、観光バス車掌）
10	建 設 ・ 採 掘 の 職 業	建設・電気工事作業、土砂掘削、鉱物採掘業務等に従事するものをいいます。
11	運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 の 職 業	貨物等の運搬、建物等の清掃、品物の包装等の業務に従事するものをいいます。

## 2 産業分類表

<b>A 農業、林業</b>	<b>I 卸売業、小売業</b>
01 農業	50 各種商品卸売業
02 林業	51 繊維・衣服等卸売業
<b>B 漁業</b>	52 飲食料品卸売業
03 漁業（水産養殖業を除く）	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
04 水産養殖業	54 機械器具卸売業
<b>C 鉱業、採石業、砂利採取業</b>	55 その他の卸売業
05 鉱業、採石業、砂利採取業	56 各種商品小売業
<b>D 建設業</b>	57 織物・衣服・身の回り品小売業
06 総合工事業	58 飲食料品小売業
07 職別工事業（設備工事業を除く）	59 機械器具小売業
08 設備工事業	60 その他の小売業
<b>E 製造業</b>	61 無店舗小売業
09 食料品製造業	<b>J 金融業、保険業</b>
10 飲料・たばこ・飼料製造業	62 銀行業
11 繊維工業	63 協同組織金融業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
13 家具・装備品製造業	65 金融商品取引業、商品先物取引業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	66 補助的金融業等
15 印刷・同関連業	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
16 化学工業	<b>K 不動産業、物品賃貸業</b>
17 石油製品・石炭製品製造業	68 不動産取引業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	69 不動産賃貸業・管理業
19 ゴム製品製造業	70 物品賃貸業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	<b>L 学術研究、専門・技術サービス業</b>
21 窯業・土石製品製造業	71 学術・開発研究機関
22 鉄鋼業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
23 非鉄金属製造業	73 広告業
24 金属製品製造業	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
25 はん用機械器具製造業	<b>M 宿泊業、飲食サービス業</b>
26 生産用機械器具製造業	75 宿泊業
27 業務用機械器具製造業	76 飲食店
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
29 電気機械器具製造業	<b>N 生活関連サービス業、娯楽業</b>
30 情報通信機械器具製造業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
31 輸送用機械器具製造業	79 その他の生活関連サービス業
32 その他の製造業	80 娯楽業
<b>F 電気・ガス・熱供給・水道業</b>	<b>O 教育、学習支援業</b>
33 電気業	81 学校教育
34 ガス業	82 その他の教育、学習支援業
35 熱供給業	<b>P 医療、福祉</b>
36 水道業	83 医療業
<b>G 情報通信業</b>	84 保健衛生
37 通信業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
38 放送業	<b>Q 複合サービス事業</b>
39 情報サービス業	86 郵便局
40 インターネット付随サービス業	87 協同組合（他に分類されないもの）
41 映像・音声・文字情報制作業	<b>R サービス業（他に分類されないもの）</b>
<b>H 運輸業、郵便業</b>	88 廃棄物処理業
42 鉄道業	89 自動車整備業
43 道路旅客運送業	90 機械等修理業（別掲を除く）
44 道路貨物運送業	91 職業紹介・労働者派遣業
45 水運業	92 その他の事業サービス業
46 航空運輸業	93 政治・経済・文化団体
47 倉庫業	94 宗教
48 運輸に付帯するサービス業	95 その他のサービス業
49 郵便業（信書便事業を含む）	96 外国公務
	<b>S 公務（他に分類されるものを除く）</b>
	97 国家公務
	98 地方公務
	<b>T 分類不能の産業</b>
	99 分類不能の産業

【総務省 「日本標準産業分類」 （第13回改訂）より】

### 3 労災保険率表

(平成27年4月1日改定)

事業の種類分類	事業の種類番号	事業の種類	労災保険率
林業	02	林業	60 / 1000
	03	林業	
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面漁業養殖業を除く。）	19 / 1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38 / 1000
鉱業	21	金属鉱業又は非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88 / 1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20 / 1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	3 / 1000
	25	採石業	52 / 1000
	26	その他の鉱業	26 / 1000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	79 / 1000
	32	道路新設事業	11 / 1000
	33	舗装工事業	9 / 1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9.5 / 1000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	11 / 1000
	38	既設建築物設備工事業	15 / 1000
	36	機械装置の組立て又は据付の事業	6.5 / 1000
製造業	37	その他の建設事業	17 / 1000
	41	食料品製造業（※）	6 / 1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5 / 1000
	44	木材又は木製品製造業	14 / 1000
	45	パルプ又は紙製造業	7 / 1000
	46	印刷又は製本業	3.5 / 1000
	47	化学工業	4.5 / 1000
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5 / 1000
	66	コンクリート製造業	13 / 1000
	62	陶磁器製品製造業	19 / 1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26 / 1000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	7 / 1000
	51	非鉄金属精錬業	6.5 / 1000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5 / 1000
	53	鋳物業	18 / 1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	10 / 1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	6.5 / 1000
	55	めっき業	7 / 1000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5.5 / 1000
	57	電気機械器具製造業	3 / 1000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4 / 1000
59	船舶製造又は修理業	23 / 1000	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5 / 1000	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5 / 1000	
61	その他の製造業	6.5 / 1000	
運輸業	71	交通運輸事業	4.5 / 1000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9 / 1000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9 / 1000
	74	港湾荷役業	13 / 1000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3 / 1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13 / 1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	12 / 1000
	93	ビルメンテナンス業	5.5 / 1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7 / 1000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5 / 1000
	98	卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	3.5 / 1000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5 / 1000
94	その他の各種事業	3 / 1000	
	90	船舶所有者の事業	49 / 1000

※ 平成27年4月1日から、「65 たばこ等製造業」は、「41 食料品製造業」に統合されました。







# 雇用保険被保険者証統一届の記入例

## 雇用保険被保険者証 統一届

フリガナ	イタミヤ タロウ	所長	次長	課長	係長	係
氏名	一宮太郎					
生年月日	昭和36年5月5日					
性別	男					

  

資格取得年月日の新しいものから順に記載してください。	被保険者番号	番号	※
1	5050	403020	-1
2	2312	098765	-4
3			
4			
5			

理由 二重に番号を取得したため

「被保険者番号」  
・必ず11桁で新しいものから順に記入してください。

平成29年9月7日

上記について、統一をお願いします。

申請者 住所(居所) 西尾市熊味町1-21-5  
 名称・氏名 株式会社ハロワ7産業 取締役 西尾太郎  
 (被保険者) 電話番号 0563(56)8622

西尾 公共職業安定所長 殿

備考	
----	--

H29-局-12

その他・付録

# 雇用保険被保険者離職票 交付申請書の記入例

## 雇用保険被保険者離職票 交付申請書

フリガナ	オハタ ハナコ	所長	次長	課長	係長	係
氏名	西尾花子					
生年月日	昭和40年2月14日					
性別	女					
住所(居所)	一宮市八幡4-8-7	電話	0586(45)2048			
被保険者番号	5001-223					
名称	株式会社ハロワ7産業	電話	052(582)8171			
所在地	名古屋市中村区名駅南1-21-5					
事業所番号	2302-800					
資格取得年月日	昭和40年10月1日					
離職等年月日	平成29年6月30日					
交付を希望するもの	①離職票-1 ②離職票-2					
再交付の場合	交付番号 1115	交付年月日	平成29年7月6日			
理由	本人が紛失したため					

平成29年7月28日

上記のとおり 初回交付(再交付)をお願いします。

住所(居所) 名古屋市中村区名駅南1-21-5

申請者 名称・氏名 株式会社ハロワ7産業 取締役 中村太郎

(被保険者) 電話番号 052(582)8171

記名押印又は自筆による署名をしてください。

損傷の場合は、損傷した離職票を添えてください。

備考	
----	--

H29-局-10

「同居の親族」雇用実態証明書の記入例

※ 「同居の親族」雇用実態証明書

所長	次長	課長	係長	係
----	----	----	----	---

フリガナ	シンシロ ジョウ	性別	男・女	生年月日・年齢	昭和40年5月6日 生	職業上の性別	兄弟
氏名	新城次郎				平成 (5/歳)		
被保険者番号							
役職名	役員・その他						

事業所番号 2315-123456-7 従業員数 14人 労働者のうち親族以外の者 14人

1. 雇用形態等

就業規則等の有無	④・無	就業規則等の適用の有無	④・無	一部未適用
直接の指揮命令者	新城太郎			
出勤確認	④	(出勤簿・タイムカード・その他)	無	
労働時間	8時30分から17時30分まで	(休憩 60分)		
給与形態	④・無	( / / 年間 / 10 日付与)		
給与規程等の有無	④・無	給与規程等の適用の有無	④・無	一部未適用
賃金形態	年俸・月給・日給・時間給・出来高給	(月額 200,000円)		
退職金制度の適用	④・無	交通費	④・無	時間外手当 ④・無
欠勤控除	④・無	昇給	④	(年 / 回 4月) ・ 無
賞与	④	(年 / 回 2ヶ月)	④	無

2. その他

① 諸関係の整理等	労働者名簿・賃金台帳・出勤簿	身分等証明書の交付	④・無
② 特記事項	有・無		

具体的に

上記の内容は、事業と相違ないことを証明します。  
なお、就労の実態等に要があり、資格を喪失する場合は速やかに届出ます。

平成29年10月5日

所在地 新城  
 事業主 名称・氏名 新城太郎  
 電話 0336-222160  
 新城 公共職業安定所長 殿

※

雇源資料	就業規則、給与規程、賃金台帳、給与支払一覽表、源泉徴収簿、労働者名簿、雇用契約書、出勤簿(タイムカード)、その他
雇用保険被保険者資格要件	有・無

雇入通知書の様式例（表面）

労働条件通知書

年 月 日	
殿 事業場名称・所在地 使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 [ <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間満了時の業務量</li> <li>・勤務成績、態度</li> <li>・能力</li> <li>・会社の経営状況</li> <li>・従事している業務の進捗状況</li> <li>・その他（ ）</li> </ul> ]
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I（高度専門）・II（定年後の高齢者） I 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10年）） II 定年後引き続き雇用されている期間	
就業の場所	
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換（(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。）、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [ <ul style="list-style-type: none"> <li>始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ）</li> <li>始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ）</li> <li>始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ）</li> </ul> ] (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレックスタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）
休日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

その他・付録

# 1 雇入通知書の様式例（裏面）

賃金	<p>1 基本賃金 イ 月給（            円）、ロ 日給（            円）  ハ 時間給（            円）、  ニ 出来高給（基本単価            円、保障給            円）  ホ その他（            円）  ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 50%; margin: 10px auto;"></div> <p>2 諸手当の額又は計算方法  イ（ 手当            円 /計算方法：            ）  ロ（ 手当            円 /計算方法：            ）  ハ（ 手当            円 /計算方法：            ）  ニ（ 手当            円 /計算方法：            ）</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率  イ 所定時間外、法定超 月60時間以内（        ）%  月60時間超（        ）%  所定超（        ）%  ロ 休日 法定休日（        ）%、法定外休日（        ）%  ハ 深夜（        ）%</p> <p>4 賃金締切日（        ）－毎月 日、（        ）－毎月 日  5 賃金支払日（        ）－毎月 日、（        ）－毎月 日  6 賃金の支払方法（            ）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>7 労使協定に基づく賃金支払時の控除（無 ，有（        ））  8 昇給（時期等            ）  9 賞与（有（時期、金額等            ） ， 無 ）  10 退職金（有（時期、金額等            ） ， 無 ）</p> </div>
退職に関する事項	<p>1 定年制（有（ 歳 ） ， 無 ）  2 継続雇用制度（有（ 歳まで ） ， 無 ）  3 自己都合退職の手続（退職する 日以上前に届け出ること）  4 解雇の事由及び手続</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 80%; margin: 10px auto;"></div> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険の加入状況（厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他（        ））</li> <li>・雇用保険の適用（有 ， 無 ）</li> <li>・その他 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 50%; display: inline-block;"></div></li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。  労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。</p> </div>

※ 以上のほかは、当社就業規則による。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

(参考) 産後休業後の育児休業開始日早見表

出産月 出産日	1月 (閏年の場合)	2月 (閏年の場合)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	2/27	3/30 (3/29)	4/27	5/28	6/27	7/28	8/27	9/27	10/28	11/27	12/28	1/27
2	2/28	3/31 (3/30)	4/28	5/29	6/28	7/29	8/28	9/28	10/29	11/28	12/29	1/28
3	3/1 (2/29)	4/1 (3/31)	4/29	5/30	6/29	7/30	8/29	9/29	10/30	11/29	12/30	1/29
4	3/2 (3/1)	4/2 (4/1)	4/30	5/31	6/30	7/31	8/30	9/30	10/31	11/30	12/31	1/30
5	3/3 (3/2)	4/3 (4/2)	5/1	6/1	7/1	8/1	8/31	10/1	11/1	12/1	1/1	1/31
6	3/4 (3/3)	4/4 (4/3)	5/2	6/2	7/2	8/2	9/1	10/2	11/2	12/2	1/2	2/1
7	3/5 (3/4)	4/5 (4/4)	5/3	6/3	7/3	8/3	9/2	10/3	11/3	12/3	1/3	2/2
8	3/6 (3/5)	4/6 (4/5)	5/4	6/4	7/4	8/4	9/3	10/4	11/4	12/4	1/4	2/3
9	3/7 (3/6)	4/7 (4/6)	5/5	6/5	7/5	8/5	9/4	10/5	11/5	12/5	1/5	2/4
10	3/8 (3/7)	4/8 (4/7)	5/6	6/6	7/6	8/6	9/5	10/6	11/6	12/6	1/6	2/5
11	3/9 (3/8)	4/9 (4/8)	5/7	6/7	7/7	8/7	9/6	10/7	11/7	12/7	1/7	2/6
12	3/10 (3/9)	4/10 (4/9)	5/8	6/8	7/8	8/8	9/7	10/8	11/8	12/8	1/8	2/7
13	3/11 (3/10)	4/11 (4/10)	5/9	6/9	7/9	8/9	9/8	10/9	11/9	12/9	1/9	2/8
14	3/12 (3/11)	4/12 (4/11)	5/10	6/10	7/10	8/10	9/9	10/10	11/10	12/10	1/10	2/9
15	3/13 (3/12)	4/13 (4/12)	5/11	6/11	7/11	8/11	9/10	10/11	11/11	12/11	1/11	2/10
16	3/14 (3/13)	4/14 (4/13)	5/12	6/12	7/12	8/12	9/11	10/12	11/12	12/12	1/12	2/11
17	3/15 (3/14)	4/15 (4/14)	5/13	6/13	7/13	8/13	9/12	10/13	11/13	12/13	1/13	2/12
18	3/16 (3/15)	4/16 (4/15)	5/14	6/14	7/14	8/14	9/13	10/14	11/14	12/14	1/14	2/13
19	3/17 (3/16)	4/17 (4/16)	5/15	6/15	7/15	8/15	9/14	10/15	11/15	12/15	1/15	2/14
20	3/18 (3/17)	4/18 (4/17)	5/16	6/16	7/16	8/16	9/15	10/16	11/16	12/16	1/16	2/15
21	3/19 (3/18)	4/19 (4/18)	5/17	6/17	7/17	8/17	9/16	10/17	11/17	12/17	1/17	2/16
22	3/20 (3/19)	4/20 (4/19)	5/18	6/18	7/18	8/18	9/17	10/18	11/18	12/18	1/18	2/17
23	3/21 (3/20)	4/21 (4/20)	5/19	6/19	7/19	8/19	9/18	10/19	11/19	12/19	1/19	2/18
24	3/22 (3/21)	4/22 (4/21)	5/20	6/20	7/20	8/20	9/19	10/20	11/20	12/20	1/20	2/19
25	3/23 (3/22)	4/23 (4/22)	5/21	6/21	7/21	8/21	9/20	10/21	11/21	12/21	1/21	2/20
26	3/24 (3/23)	4/24 (4/23)	5/22	6/22	7/22	8/22	9/21	10/22	11/22	12/22	1/22	2/21
27	3/25 (3/24)	4/25 (4/24)	5/23	6/23	7/23	8/23	9/22	10/23	11/23	12/23	1/23	2/22
28	3/26 (3/25)	4/26 (4/25)	5/24	6/24	7/24	8/24	9/23	10/24	11/24	12/24	1/24	2/23
29	3/27 (3/26)	(4/26)	5/25	6/25	7/25	8/25	9/24	10/25	11/25	12/25	1/25	2/24
30	3/28 (3/27)		5/26	6/26	7/26	8/26	9/25	10/26	11/26	12/26	1/26	2/25
31	3/29 (3/28)		5/27		7/27		9/26	10/27		12/27		2/26

(注) 対象となる育児休業には、産後休業（産後8週間）は含まれませんので、出産の日から（出産日を含む）58日目が育児休業開始日になります。